

浄土宗檀林についての覺書

——田舎檀林の史料調査から——

長谷川 匡 俊

はじめに

浄土宗檀林における多様な側面をあきらかにするためには、手数のかかる作業ではあるが、関東十八檀林のおののについて個別具体的に検討してゆくことを避けて通ることはできないと思う。現状では、一部の檀林を除いて、その史料の残存状況さえも正確には把握されていないし、まづなので、さし当っては各檀林ごとに史料採訪をおこない、残存史料の整理分類と目録作成を急がねばならないであろう。このような考えに立って、筆者はこれまで田舎檀林を中心にその史料調査をおこなってきたわけであるが、小稿はその調査による成果の一部を覚書風にまとめたものにすぎない。したがって、全体として内容的に一つのまとまりをもつものではないが、今後の浄土宗檀林史の研究に基礎資料を提供することにでもなればさいわいである。

なお、小稿でとりあげる檀林は、増上寺を除いて、常陸江戸崎大念寺、武蔵岩槻浄国寺、下総結城弘経寺、下総生実大蔵寺の四カ寺であり、いずれも田舎香衣檀林である。

一、檀林の年中行事

狭義における檀林運営の実際を知るためには、その檀林の年中行事をみるのが便利である。各檀林には『年中行事略(鑑)』や、これに類するものが残存しているであろうから、これらを参考にするとよい。⁽¹⁾

7							6			5							
20	18	17	16	15	14	7・12	6	28	22	12	27	24	16	15	8	6	5
	開山忌、鉢洗	開山忌速夜	孟蘭盆会	紅葉山御修法		御施餓鬼	記主禪師忌							護国殿御祈願			端午
開講								解夏儀式(日不定)	桂昌院殿報謝法問	惇信院殿報謝法問	下読出筭(但日限不定) 論日						
※着帳出筭如前								※三大蔵経虫干蔵司掛 本坊宝庫御風入並宝器御 風入 行事蔵虫干仲間会	※着帳出筭如前	※(惇信院殿へ参詣 諸年番交替制度 入暑謁礼、御檜重上使	※日中勤行回章 六月中日中勤行の谷割 附法事讀						

11			10						9						8							
17	15	8	28	18	17	16	15	14	8	5	27	26	25	24	15	13・14	9	2	15	1~		
													茅野天神祭		護国殿御祈願		重陽更衣		中秋会			
下読法問二則三則准前 加行着帳触並谷中仰渡 入行(今日より七日間)			下読法問仰付 論義 学頭捌 出筭 被位見 文昭院殿参詣法問						月行事会合谷中言渡 下読則定、月番清帳 文昭院殿参詣法問						台徳院殿報謝法問 下読出筭 下読論日 下読論日						加行人前行始	
※加行僧の制度請書 同廻章数通															※了替上人忌 二則以下准前							

12			11					18
晦日	25	6~8	28	25	24	23	22	21
歳末謁礼	御飭備内祝	中興国師(存庇)忌 仏名会懺礼		解夏式	開講	惣行僧謁礼	円頓戒作法、引統宗脈伝受	布薩衆伝式 五重伝法要偈式 続いて粟受
								秋葉祭礼
								※(入寒伺礼)日時不定 御檜重上使 諸年番輪旋関約

日時不定
 香衣檀林住職撰、一文字転席、内講、内々講、外典講釈、谷々会説内講、
 方丈庫宝虫干、寺院住職回約、入月行事後五上五下、同先進後進儀則、
 新持寮約定。
 連月常規
 朔望本堂修法、二日開山堂放生会、坊中声明講、中谷秋葉講、天神谷開山
 講、三島谷臨終講、三島中谷放生会、晦日三手月番渡方請取式約。
 年規
 幸社祭礼、秋葉祭、峨山講。

4		3		2			1					月日									
11	8	1	21~	3	24	15	8	1	24	16	15	12	13	7	5~8	4	2	1	寺院としての 年中行事	檀林(田舎)としての 年中行事	備考
明信院殿向月	灌仏(誕生)会		開山忌	鎮守祭礼 (三社権現)	地藏法会	涅槃会	彼岸	当日礼	御忌(完祖法然上人)	談義	閻魔法王前法要、	当日礼・百万遍	七	草				1	本堂勤行・巡堂		※檀方そのほか所々役人等 入来(三カ日のうち) ※会下衆中年頭祝儀拝礼 江戸へ発駕 ※檀方へ返礼 ※遠方檀方、知行百姓等へ 年玉遣す ※遠方檀方年礼入来
	上下法問論題書付学頭方へ 渡す																				※廿日から宗門改判形 故に略す
																					※以後毎月朔日と十五日は これに准ずる。故に略す ※毎月廿四日これに准ず、 故に略す

檀林大念寺年中行事一覧表 (表二)

(大念寺所蔵の正徳三年作『年中行事』より作成)

8		7					6			5		4							
15	23	16	15	13・14	4・5	10頃	7	28	22	15・16頃	5	2・3	19	18	17	16	15	13	
月見祝儀 彼岸	曼陀羅會 談義	閻魔法王前法要、 物施餓鬼	物施餓鬼	棚経、盆初夜動行	棚経、盆初夜動行	棚経、盆初夜動行	七夕礼	解夏	見替上人向月	見替上人向月	端午礼	端午礼							
										下読終りて以後日中動行 方丈談話及 会下講釈勝手次第									月番寄合着帳 被位張、大衆帳入安居祝儀 持参 入夏式・学頭式目・初則出筭 方丈捌・寺内捌 法問論日、御則出筭 方丈捌 上読すみ、翌日下読法問申 渡
	※毎月これに准ず	※諸檀方盆礼入来	※諸檀方盆礼入来	※遠方の檀方盆礼入来	※遠方の檀方盆礼入来	※遠方の檀方盆礼入来					※近年は隔日方丈捌								

12			11				10					9		27						
晦日	25	13	8	28	17・18	頃	14	4・5	頃	20	19	17	16	15	13	1	18	9	陽花院向月	
歳暮礼(節分年内)	餅搗	煤払	信替上人向月														光寿院殿向月	重陽礼		
				解安居儀式	加行入	下読成就	下読執行(近年は大方五則)	下読成就	下読執行(近年は大方五則)	法問論日、法問終日翌日学 頭並頌義部頭呼寄下読申渡 捌日	方丈捌、寺内学頭等捌	法問出筭	被位張、大衆帳持参	月番寄合着帳	上・下法問論題書付学頭へ 渡す。					
																				※冬安居は儀式なし

この〔表〕は、檀林の機能がいわゆる寺院としての機能と、教育機関としての機能との二つに大きくわけられていることを示している。それは、行事日程の上でも四・五・六月および十・十一月の夏冬両安居を除いた月に前者の機能に應ずる行事が多いことと無関係ではない。つまり、寺院行事への出勤と学習（法問等）への参加が重ならないような時期的配慮も必要であったのである。〔表〕にみえない点であるが、檀林において毎日の勤行がなされていたことは云うまでもない。いま、大念寺における客殿での日常勤行の様子を『年中行事』⁽²⁾にみれば、

一、朝六時過誦經、但仏祖、將軍御代々尊靈、当山外護之檀越等廻向、次、念仏一会、此勤行之内山主出堂本尊前焼香三拜、次、二祖及代々位牌前并檀方位牌棚拜、次、縁輪へ出開山堂、鎮守社遙^ニ拜、但古来者雖晨朝廻向、近年者無廻向、

一、五時飯齋誦經念仏、但月牌其外年忌向月等志於有之、其位牌前机^ニ取出、靈膳備別廻向、但年忌と月牌之向月と。者山主出席、廻向其余者当番之僧勤之

祐天大僧正之月牌、
光寿院殿毎日廻向、

一、初夜勤行者日没後暮六時前鐘撞セ、礼讚誦經念仏当番之僧計勤之、毎日同断、

一、地藏堂飯齋日没毎日供僧勤之、

とあり、檀林における日常勤行のあり方がうかがわれる。

さらに、〔表〕の補足説明として、毎月の朔日と十五日の両度に礼日を設けていることにつきふれたい。本来この礼日は、月の廿八日を含めて三度であったのだが、朔日に近いところから廿八日の礼を略している場合が多いようである。そのあり方は各檀林の事情によって幾分異っているようだが、大念寺の例では左のとおりである。

六半時伴頭及在堪之所化、安養院当日之拜礼出仕、山主於茶之間対面十念授与、四時前後親キ頭檀方少々、其外出入之道心者等入来、各十念授与⁽³⁾、

要するに、大所帯の檀林にあって、丈内一同をはじめ身近な関係者が月に二度御前に出仕し挨拶する式日を云う。またこの日に遷堂や祈願等をおこなうところも多い。当日丈内一同のほか近末や末庵・塔頭および門前名主・組頭、頭檀方等が拜礼に出席する者としてあげられるが、このことはそれぞれの檀林経営に直接間接かわるおよそのメンバーを知る手がかりになるであろう。

つぎに、教育機関としての檀林行事の補足説明をしておきたい。檀林では、安居と云って夏冬の二度に一定期間（元和条目に規定あり）の学

期を設け学徒の教育をおこなっていた。教育を受ける者たちはあらかじめ所定の手続をへて、学期始めの入夏（安居）式を迎える。入夏式の次第はだいたい左のとおりである。

十五日、四時大鐘次第大衆参堂、四誓偈、日中礼讚、発願文（弥陀本誓願之文）、次（頭）衆頂護念経、勺読開笏（十方恒沙仏之文）、次衆頭を要文引之二藹畢々、

次衆頭壁書読之、次方丈仰渡、次御出筭済入内陣、大衆高座（五）集り向本尊前阿弥陀経一卷、写悦上人奉回向、四誓偈□両側之戒名回向、打鐘念仏一会済直、大衆大方丈（五）集会（月行事）、方丈一ノ間式（七条）、前三後一御十念、大衆帳（八寸）のせ、報謝錢披露、入夏御祝儀申上月行事二ノ間

左右列座、諸部頭三ノ間北座、大衆退席（四）、

上の入夏式終了後の安居の進め方は二つの「表」に示されているごとくである。⁽⁵⁾ やや付け加えるとすれば、上読終則の日には本堂に出座後、大衆一同大方丈へ集会し終則の礼をして退去する。引続いて下読当番の月行事ならびに部頭を残し下読扱を仰せ付ける。下読の出筭論日等については下読坊主へ部頭よりうかがい相談の上で決め、部頭から下読着帳を下読坊主へ差出す。下読終則の際は上読の時とおなじく方丈へ礼をし、報謝錢（五百銅）をさしあげるのである。以上の経過は夏冬両安居ともほぼ同様であるが、冬安居の場合は下読終則の日に寺内月番へ五重血脈入行願の僧の着帳をさし出すよう役者から廻文を発し、その後日限を定め加行へとはいり、十一月廿八日の解夏式でこの年の夏冬両安居を閉じ（六）る。

最後に、両表をにらみ合わせながら、いくつか気のついた点を指摘してみたい。第一に、おなじ檀林とはいえ、増上寺は檀林筆頭・総録所であって、幕府との密接な結びつきがうかがわれ、宗務の最高責任を背負っているところから機能面においてのおのずと他檀林と相違している点がある。たとえば檀林会議の開催を主宰していることか、香衣檀林住職撰などの行事がそれである。第二に、幕府將軍家との関係から当然のこととはいいながら、台徳院殿をはじめとする報謝法問がたびたび増上寺においておこなわれているのに対し、大念寺では安居中の上・下法問以外は開かれていないこと。第三に、どちらの檀林にもその寺院独自の行事ともいべきものが見うけられること。大念寺であれば地藏法会や閻魔法王前法要などが活発におこなわれていたようであるし、増上寺であれば各種の祭礼が盛んであったような点である。しかも、この点是他檀林の場合をみても共通していることが、各『年中行事』等をとおして首肯されるのである。重要なのは、田舎檀林の場合など、これらの行事が時と所とを得て深く民衆の生活に根ざし、庶民信仰の流布に大きな役割をもった点である。⁽⁷⁾ 第四に、上の一、二の点を除くと「表」にあらわれ

ている限りでは大差ないようであつても、その行事の規模や内容に至つては、中央にあつて三千の大衆を抱えていたといわれる増上寺と、せいぜい百単位の数であつたであろう大念寺（他の田舎香衣檀林にも通じよう）とでは比較になるはずもなかつた。それは増上寺において学寮単位での行事のあつた一事をもつても知られよう。しかし、田舎檀林の寺院行事が、のちに述べるごとく門前や知行百姓と密接なつながりをもつ一方、檀方との間に深い関係がみられることから、比較的地域に密着して展開していたと思われることには注意を要しよう。第五に、いづれにせよ「表」のように年間にわたつて種々の行事のたえまない檀林の運営を円滑に進めてゆくためには、中央と地方とを問わず、その機構上の人的組織に十分の配慮が肝要であつたと考えられる。（各檀林機構についての検討は他日に譲る）。

その他、田舎檀林年中行事のなかで注意されることとして、「表」には載せなかつたが大念寺の場合、九月ごろに多賀明神の社僧不動院、十月中には大山および伊勢の御師というぐあいにおのおの御札、御祓や酌子等を寺院に持参しており、これに対して初穂錢を遣していることがあげられる。このようなことは、ひとり大念寺のみでなく他檀林の場合にもほぼ共通していることであつた。⁽⁸⁾

一、田舎檀林における寺領経営―門前・知行地との支配関係から―

田舎檀林の経営における多面的な要素のなかで、これまでほとんどあきらかにされていなかった部面に、その有する門前・知行地（百姓）等の支配形態および檀家との関係の問題がある。現状では種々の史料的制約もあつて、その全貌をあきらかにすることはできないが、いまその足掛かりとして前掲の四檀林の場合につき、右の課題に少しく検討を加えてみたい。

(一)

田舎檀林の経営に直接間接かわつている―支配関係（土地を媒介とした）または宗教的関係（寺院を媒介とした）、前二者の重層的関係―民衆の単位は三つのグループに分けることができる。すなわち、①門前（百姓）、②知行百姓、③檀家、がそれである。上の三者がそれぞれ性格を異にしていることは云うまでもなく、ことに①②と③との間には檀林側の扱いにおいて明白な相違がある。たとえば、「門前ハ寺之慈愛無之候⁽⁹⁾、立不申」とあり、さらに「何⁽¹⁰⁾も用事申遣候ハ、念入可指上、尤役等無滞可相勤」とみえる一方、「資檀^(師)之間柄ハ成丈懇志。致し候様心

得可申⁽¹¹⁾』としていくごとくである。知行百姓の存在は大念寺と浄国寺においてたしかめられるが、他の二檀林には存在しなかったようであるので、そこでは種々の点で門前百姓にかかってくる比重が高かったと考えられよう。以下、檀家との関係は他日に譲り、ひとまず門前、知行百姓に課せられた役儀を中心として述べてゆく。

(二)

寺(檀林)と門前との関係を規定した法令としては、前稿で取りあげた『生実大巖寺定書―百姓方⁽¹²⁾』があるが、ほかに大巖寺『日鑑』などによって知られる限りの寺に対する門前の義務的行為―役儀―をあげれば、田畑年貢上納、供物(初穂)献上、年中行事への奉仕、境内・道筋・所寮等の掃除、寺の事業(施設の修復・普請等)への奉仕、年頭・節句・盆御礼、四季見舞・加行中見舞等、住職入山の際の惣役、住職出府の際の役人足等となり、これらの役儀は他檀林の門前の場合にもほぼ共通しているものとみられる。ただし、その支配関係の具体相においてはそれぞれ異なっているようなので、つぎにその点についてふれてみよう。

浄国寺の場合は、新門前と古門前とにわけられ、前者が毎年所定の地代を寺へ上納するかわりに夫役をまぬがれるのに対し、後者は貢組のかわりとして夫役を課された。古門前の数は古来から十三軒であって、そのうち名主と組頭の兩人は課役を除かれ、例外として桶屋一人も桶の製作に当っている限り作料―夫役―を納めなくともすんだ。残る十一軒(桶屋を含む)については、一人前一カ月六人宛、一カ年合計総数七百九十二人分の夫役を課す規定であったが、その際多用につきこの数字を越えるようなことがあっても賃金は支払わなくてすみ、逆に用事少なくて規定の人数に達しない時でも余り役の分を役銭で徴収するようなことはせぬことになっていた。また、彼岸・節句・入夏・万巻・開山忌・盆・正月等の節には、惣掃除に古門前の者残らず出仕させるが、寺の方で食事一切かまう必要なく、先の桶屋もこの時ばかりはかならず出仕せねばならなかったのである。⁽¹³⁾

弘経寺の場合は、浄国寺とかなり様子がちがっている。ここでは、役人足の入用の際は門前名主に命ずることになっており、役人足一人につき給金百二十四文(雇人は百四十八文)を毎月晦日に寺から支払っていた。ただし、城内へ年頭・暑寒の挨拶に住職が出駕する際や、住職が他檀林(寺)へ移転する時の見送り人足等については無賃であった。檀林から末寺へ回章等を発信する際の飛脚も門前役ではあったが、賃金は先

方(末寺)より支払われることになっていた。なお、注意すべきこととして門前に役銭を課している点があげられる。金額は一軒につき毎月百六十四文ずつを古来からの定とし、例月晦日に名主がとり集めて上納した。嘉永の頃の記録によれば、例月銀六匁、錢三貫百八十文ずつ納められていたようである。⁽¹⁴⁾

大念寺の場合は、他の三檀林に比較し門前の軒数も少なく、その檀林経営上に占める比重も他にくらべればやや軽少ではなかったかと思われる。そこで、門前の役割(他檀林での場合を想定)を補充する存在としての知行百姓に目を移してみよう。正徳三(一七一三)年の五六月(第十六世義督代)にかけて大念寺では、従来不明瞭であった知行百姓の農地ならびに居屋敷(抱の山林も含む)分量の検地と、門前住居者の居屋敷の検地をあわせおこなった。ちょうどこのころ知行百姓にあつては、時により二、三カ月間も領主としての当寺に出仕せず、無沙汰を決め込んでいるような始末であつたので、当寺ではつきのごとき文面の申渡しをしたのである。⁽¹⁵⁾

定

- 一、作初物、其外松露、たけのこ、きのこ等之領分、土産之品、々々捧物可仕事、
- 一、朔日御礼之代、廿九日之市日、十五日御礼之代、十四日之市日、百姓共之内、一人宛納所方へ参、御用等御座候半哉と相うかがい可申事、
- 一、何^二も用事申遣候ハ、念入可指上、尤役等無滞可相勤事、

右者御丈室、他所百姓之勤方御聞合之上、当山百姓共勤不宜旨被仰候故、我々相談之上如此相定^(致)披露候処、尤と被仰為永代候間、以書付申渡候様と御意被成候、尤当山此趣致記録被差置候間、向後無相違規度可相守者也、^(吃)

正徳三癸巳年

安養院⁽¹⁶⁾

七月十九日

役者 秋印

伴頭 智寛

蒲ヶ山

名主 与右衛門

七兵衛

市之丞

佐次兵衛

平右衛門

右の定書によれば、知行地生産物の献上と夫役の励行の二点がとくに強調されている。「他寺他所百姓之勤方御聞合之上」とは云っているものの、多分に政策的配慮からの発言とみられ、むしろ視点をかえれば、檀林における門前の役務を知行百姓が分担させられているとさえみられる。とは云え、知行百姓の勤仕状況がここに記されているごとくルーズであったとすると、それは檀林経営にとっても少なからずマイナス作用をもたらしたことであろう。また、大念寺の門前居住者は居屋敷以外の土地（田畑等）を所有してはいなかったようであるから、その点浄国寺における古門前の位置にほぼ相当していると云えよう。

(三)

〔表三〕の知行石高よりみた四檀林の財政規模は、大巖寺を除いて他はほぼ共通している。しかしながら、一步内容に立入ってみると〔表三〕の上からみた限りでもおのおのに差異があることに気づくであろう。無論、ここに掲げられている数字は年時的にも共通しているわけではないので、これをそのまま比較することには問題があるであろうが、ここではとりあえず表の補足説明と同時に比較的視点に立って一、二の指摘を試み、さいごに、これまで述べてきたところを簡単にまとめてみたい。

浄国寺では、いわゆる貢組（表に載っている数字）のほかに同時代にあって谷原の中村太左衛門より心光院の霊供米十二俵（四斗入）、大檀越の阿部対馬守より仏供料五十俵、おなじく盆供米三俵等の付届けがあった。⁽¹⁷⁾したがって、年貢米四十九俵と合計すれば百俵を越えるし、他に新門前からの地代もあったので、これらの面からだけみれば他にくらべて経済的に恵まれていたことと思われる。

弘経寺の場合になると、年貢収入の上で比較的に安定していた宝永段階からみれば、嘉永万延段階での減収は著しく、のみならず、このころ当寺では月々の役銭は徴収するが役人足に対しては給金を支払うというように経済的な支配関係にも変化を生じて来ている点が注目される。⁽¹⁸⁾

四檀林の年貢収納高第一覽表 [表三]

寺名	知行石高	農地(屋敷)面積	田方年貢収納高	畑方年貢収納高	門前・知行人数	名主給分	備考
大藏寺	100石 (108石6合)	15町8反4畝26歩	120俵前後		17~23軒(門)		文化~天保頃 (日鑑より) 。天正19年 (検地帳より)
弘経寺	50石	{2町5反(田) {5町8反20歩(畑)	48俵(6斗入) (35俵(3斗2升入) {内餅米2俵(3斗入)	金6兩1分その他506文 金2兩1分2朱ト銭2貫 382文 {銭23貫200文	15~6軒(門)	金1分 金2朱と玄米1俵	。安永5年 (開基帳より) 。嘉永~万延頃 (納所方行事より)
淨國寺	50石		49俵1斗1升1合6勺 (4斗2升入)	金1兩3分ト154文	古門前13軒	金2分	。万延~安永頃 (年中日鑑並行事より)
大念寺	50石 (55石7斗7升5合)	{4町1反3畝4歩(田) {1町5反1畝11歩(畑) 3畝22歩(屋敷)	62俵(4斗3升入)	金1分2朱	5軒(知) 7~10軒(門)	米1俵 (兩名主~)	正徳3年 (用事類聚記より)

※ここで、門前・知行両名主の廻廻について簡単に記す。まずかれらは、役銭や役働きは除かれ、ほとんどの場合給料(上記のような)が与えられる。給与方法は盆・正月の2回にわけられ、貨幣または米であった。なお年貢未進の際には給与されない例があった。その他、年越祝儀として、鳥目200銅といどと扇子・半紙等が遣わされていたようである。

大念寺の場合は、田・畑の面積の比率が弘経寺と逆で田方が多く、それだけに米収入は高かった。けれども畑方年貢は嚴宿代(明暦~延宝)からの慣例で格別低く、門前的人数も少なかったため、夫役の徴収―役務等について知行百姓をどのていど掌握するか―にこそ腐心せねばならなかったのではあるまいか。ほかに弘経寺との比較で云えば、知行地農民の一人当り農地所持面積にしても対照的であることは表の上で一目瞭然であった。一人当り農地所持面積の少ない弘経寺支配の農民により寺への依存度が高く、結局それは、弘経寺が寺院経済の面からすれば相対的に安定性を欠いているということにもなるのであろう(このようなことが宝永段階と比較して嘉永~万延のころの著しい減収―財政難?を解く一つのカギになろう)。

ここでもとめをおこなうと、田舎檀林における寺領経営―主に門前・知行地との経済関係―のあり方については、おおよそ三つの型がある。

第一は、貢租―生産物地代・夫役―労働地代とも門前に賦課している場合。第二は、貢租は知行地に課し、夫役を主として門前に課している場合。第三は、夫役は門前に課し、貢租は主として知行地に課している場合、がそれである。第二と第三の場合、門前居住者は農地(山林を含む)

を所持していないか、所持していたとしてもごくわずかであったとみられる。また、貢租と夫役の具体的扱いについてみると、生産物地代の徴収についてはいずれも共通しているが、労働地代の徴収に関しては差異があつて単純でない。たとえば、①夫役―労働地代―を義務づけている場合、②役銭を上納させるかわりに特別な役人足を除いて労働の提供には一定の賃金を与えている場合、③一定の地代（金銭）を上納させるかわりに夫役を除いている場合、などが絡らみ合っているのである。

三、檀林財政についての基礎的把握

檀林財政の研究もまた未開拓の分野に属する。ことに、この種の問題は檀林経営における量と質の両面―広く経営全般に深い関り合いをもっているだけに今後の大きな課題であるが、当面ここでは、檀林経済を支えている財収入（財源）の内容についてのみ触れてみたい。

檀林（田舎）寺院の財収入には、およそつぎのようなものがあげられる。①年貢、②祠堂金（寄附金、什物金、月牌料、常念仏料など）③祠堂金貸付利子、④末寺・学寮所化よりの上納金―諸礼式（表）参照）、⑤檀家・門前等よりの礼物（金）、⑥大檀越からの付届（霊供料等として）⑦法事料およびこれに類するもの、⑧借地料、⑨その他の臨時的ないし雑収入（たとえば講、行事関係収入など）、がそれである。このうちの諸礼式については、檀林の特殊な性格や機能と関っている費目であつて、これまで詳しく知られていなかった部分でもあるので、とくに表にして載せてみたが、時代によつても、檀林によつても多少の相違があることは云うまでもない。他の費目については、およそ寺院一般に通じてみられるものとは云いながら、やはりその寺柄と無縁ではなく、たとえば、祠堂金ひとつをとりあげても、檀林のような高格大寺を支えてゆくのに、それが必要不可欠なものであつたことは注意を要する。

ところで、上記の財収入について見逃せないのは、その所得先がはじめから大きく二つに分けられていることである。すなわち、一つは檀林寺院それ自体―機関―の所得になる部分であり、他の一つは檀林という機関に従事している役員（任職：下男まで）―個人―の所得になる部分であつて、前者としては上記の①②③⑤⑥⑧（このうち①②③が主たるもの）があげられ、後者としては④（このうちで個人の収入にならないものもあるのは表を参照）⑦があげられよう。この場合の所得はいわゆる経常費に含まれる給与所得と性質を異にするものであるが、さて檀林役職員の俸給の実際がどうであつたかとなると、筆者の扱っている田舎香衣檀林について云えば、いまだごく断片的にしかわかっていない。

檀林（田舎）における礼式一覧表 [表四]

（大念寺所蔵正徳三年作『用事類聚記』より作成，24，25は他書から付加した）

番号	費 目	上 納 先	上 納 金（物）	備 考
1	増上寺江 七夕祝儀	方 丈 四役者，取次源流院 方丈寮坊主 宿 坊	金 百 疋 青銅二百銭宛 同二百銭 同三百銭（或は百疋）	※親疎向次第。 ※多少向次第。
2	増上寺江 歳暮祝儀	七夕祝儀に同じ		
3	増上寺江 年始祝儀	方 丈 帳場四僧，行者兩人 方丈内寮坊主 四役者，源流院	金二百疋 銀二匁宛 銀三匁（或は銀一兩） 青銅二百銭宛	※方丈内役者へ銀三匁宛其時の向次第（古来は遣さず）。
4	正月六日献上物 並びに御役人中へ 進物	本 丸 西 丸 老 中 若 老 中 寺社奉行中	一 束 一 本 同 焼杉五本入 同 三本入 札	
5	増上寺方丈 代替の祝儀	入院の祝儀 大僧正任官の祝儀	金二百疋 同	※四役者，取次等へは前々より勤方なし。
6	知恩院 代替の祝儀	入院の祝儀 六役・山役両僧	金二百疋 銀三匁宛	
7	將軍御代替 祝儀		一束一本	※享保元年七月有徳公代。
8	増上寺へ 御朱印頂戴の祝儀	方 丈 四 役 者 帳場四僧・行者兩人 祐 筆 取 次	新金百疋 新銀五匁宛 同三匁宛 同 二匁 同 五匁	※この費目⑧までは檀林の側から支出する部分である。
9	当山添状の礼式	方 丈 縁山御添状入用 当 山 礼 式	金百疋，外に二百文酒代 同三百疋 同一分ト六百文	
10	十二年成就の僧 又は寺持礼式	方 丈 学 頭 役 者	金二百疋，外に五百文酒代 五 百 文 同	
11	年 頭 の 礼	方 丈 学 頭 寮 坊 主	百 文 同 同	※学頭・寮坊主には古来五十銭。今回改める。
12	帰国以後登山の礼	方 丈	二 百 文	

13	初入寺礼式	方丈 方丈内着帳 役者 学頭 月行事銭 月行事着帳 部頭 寮坊主	二百文 五十文 同 百文 同 五十文 同 百文	※追隨身の場合も左と同様であつたようである(浄国寺史料)。 ※のち方丈へ三百文、役者へ百文と改まる。 ※役者兼取(学頭)。 ※古来の入寺銭乏少につき、相談の結果今回改める。	
14	加行三脈の礼式	五重	方丈頭者 学頭者 役者	金百疋、外に二百銭酒代、五十銭朱代 三百銭(内百銭は筆墨代) 二百銭	※寺持は金二両、酒代五百銭、学頭及役者へ五百銭宛、但義替代(正徳)に金五百疋と三百銭とに改める。
		兩脈	方丈頭者 学頭者 役者	金二百疋、外に二百銭酒代、五十銭朱代 三百銭(筆、墨代無用) 二百銭	
		布薩	方丈頭者 学頭者 役者	金一兩(但寺持は五百疋)外に二百銭酒代、五十銭朱代 三百銭 二百銭	
15	初て寮持の礼	方丈	二百銭、外に酒・豆腐		
16	学頭職申渡の礼	方丈	五百銭(或は百疋)外に酒		
17	夏冬入安居祝儀	方丈 上読被位銭 下読被位銭	二百銭、外に豆腐 三十二銭宛	※上読被位銭は方丈内所化も出す。 ※下読被位銭は衆の多少により随時不定。	
18	下読執行祝儀	方丈 下読坊主	五百銭、外に酒・豆腐 同		
19	開山忌報謝	方丈	二百銭	※これは月行事銭より出す。	
20	当山代替入院の祝儀		年頭の礼に同じ		
21	末寺年礼祝儀		④五百銭⑤三百銭⑥二百銭	※④、⑤、⑥…は大小寺格を指す。	
22	末寺歳暮祝儀		近末五ヶ寺は牛房、蕎麦粉或は豆腐等持参、他は無し。		
23	末寺住職申渡入院の礼式	方丈 役者 寮坊主 弟子衆 方丈内所化衆 納所 男共 安養院	④銀五枚 ⑤銀三枚 ⑥銀二枚⑦金五百疋⑧金二百疋 銀一枚 金二百疋 金二百疋 金百疋 五百銭 金二百疋 金百疋 金百疋 五百銭 三百銭 金百疋宛 五百銭宛 三百銭宛 三百銭宛 二百銭宛 五百銭宛 三百銭宛 二百銭宛 二百銭宛 百銭宛 金百疋 五百銭 三百銭 三百銭 二百銭 二百銭宛 百銭宛 百銭宛 五十銭宛 五十銭宛 銀一枚 金二百疋 金二百疋 五百銭 五百銭	※(貞享元年檀林中評議)他寺聞き合はせの上定められた。左の年中増上寺へ書代に古来享	
24	綸旨頂戴謝金		銀二百匁(参内して頂戴する場合にはさらに五百匁を増)	※元和条目による。	
25	他山礼式	方丈 役者 両帳同箱月 同部察指 方丈内所化衆	金百疋 青銅二十疋宛 同十疋宛 金百疋 青銅二十疋 同六十四文 同二十疋 同二十疋	※左は浄国寺史料による。	

田舎香衣檀林御礼式 [表五]

(『田舎檀林新能化成規格』より)

淑徳大学研究紀要第六号

費目	上納先	上納金(物)	附法御礼	帳場	
田舎香衣檀林御礼	方丈寮坊主 役礼主 寮坊主 十 六ツ 八ツ 取院月 次内祝金	{ 一 東 一 本 白 銀 五 枚 金 百 疋 宛 同 百 疋 宛 銀 一 兩 宛 銀 三 匁 匁 銀 二 匁 匁 同 一 枚 金 百 疋 同 百 疋	附法御礼	帳内役者 場兩僧二人 の者 表・裏門番 玄関・庫裏門番	同 三 匁 四 ツ
		同 三 匁 二 ツ			
		同 三 匁 二 ツ			
		{ 錢 二 百 文 米 二 百 文 同 百 文			
内礼	方丈寮坊主 内役兩人 御弟子中 内帳場 表帳場 役者	金 三 百 疋			
		同 百 疋			
		銀 一 兩 二 ツ			
		同 三 匁 宛			
		同 三 匁 二 ツ			
	方丈寮坊主 役者主	銀 一 兩			
		金 百 疋 二 ツ			
		銀 二 兩			

機関と個人とにその収入口がはじめから分かれており、財収入の一元化が計られていないことは、単純な憶測にすぎないが、檀林経済の体質的弱体性を感じしめる。また、収入面で檀林独自の機能にもっとも関りの深い諸礼式のほとんどが、直接に檀林従事の役職員の個人所得となっていることは、機関としての檀林を拡大再生産―拡充発展―してゆくための主要な経済的基盤をそれが(諸礼式)提供していないという点で注意されなければならない。見方をかえれば、右のことは檀林独自の機能を通して得る収入の大部分が人件費に回わされているということになろう。

こうしたことから、まずここでいう人件費は、上納金の多少に比例するため、規模(末寺・所化数等)の小さい檀林において低く、それはひいては運営の円滑化―研究・教育の充実―を妨げる素因となるであろうこと。同様に末寺・所化等から上る収入のみにて檀林経営が困難であるとするれば、他に財源を求めねばならず、この面からみても檀林の中で比較的小規模(知行高・檀家数・祠堂金等の少ない)な田舎香衣檀林の経営は容易ならざるものがあつたと云えよう。とは云え、寺院の経営はその住職の熱意と才腕とによると、ところ頗る大きく、それは経済的方面をも左右したことであろうが、田舎香衣檀林住職が、えてして「身分出世専一」にはしり、「修理修復・心掛」けなかつた状態では何をか云わんやである。²⁰⁾ 畢竟、これらのことが檀林の量的な困窮のみにとどまらず、質的低下をももたらしたであろうことは推測するに難くない。

四、檀林・末寺の住職についての規格

一般に云う住職とは、仏法に帰依し、自ら求道精進すると同時に、仏法(狭義には宗義)の弘通をはかり、これを通じて他人を教化誘導し、信仰の妙味に達せしめようとする使命をもち、寺院経営の責任を担う僧侶(宗侶)の総称である。教団の発展も、寺門の繁栄も、ひいては仏法の興隆も、こうした住職による自行化他の実践にまつところが大きかつたのである。

さて、このような重責をもつ住職を、いかなるルールに則つて選定すべきかは、単に教団経営にとつて大きな問題であるばかりでなく、既成の教団を骨抜きにし、幕藩制支配機構の末端に位置づけ、人民支配の徹底をはかる徳川幕府にとつてもまた重要な関心事の一つであつた。なかでも檀林は、その宗侶養成機関として、ならびに地方の本山としての寺柄から、とくに末寺・支配寺等の住職の選任・交替・隠居・移転等に関しては厳しい規格をもつて当つたのである。ここでは、最初に支配寺、つぎに末寺の場合についてとりあげ、最後に檀林(田舎香衣)自身の住職就任にいたるプロセスにつきやや詳しくふれてみたい。²¹⁾ 史料は、(一)(二)については浄国寺所蔵『支配・末山規格並入院移転之記』、(三)では同寺

所蔵『田舎檀林新能化成規格上・下』²³⁾および大巖寺『日鑑』²⁴⁾を主に使用した。

(一) 支配寺院の場合

はじめに、住職が交替する際の前提条件をあげると、現住職の隠居、移転、死亡の三通りがある。このうち隠居の例を出頭から許可を得るまでにわたって順を追って以下に整理してみた。①増上寺へ隠居願のため末寺・檀方同道にて、本寺筋にあたる浄国寺役所の添翰を頂戴すべく書面をもって願出る⇨当人および末寺・檀方(惣代)奥印⇨浄国寺役所、②取り調べの上増上寺へ隠居添翰差出す⇨浄国寺⇨増上寺役所、③当人増上寺役所まで出頭するよう、また隠居御免寺上等すみ帰村しだい書面をもって届出るよう申渡す。さらに諸什物を末寺・檀方立合にて改め、相違なき旨書面にしたため什物帳を納めるよう申渡す⇨浄国寺⇨当人、④隠居御免の上、末寺・檀方ども什物帳ならびに書面(隠居御免の旨、什物相違なき旨)二通持参⇨末寺・檀方⇨浄国寺役所。右届出の筋隠居礼持参、「表四」のこと。

つぎに、後住の就任に至るまでのプロセスを示すと、①増上寺役所へ後住願のための添翰を浄国寺に書面をもって願出る⇨末寺・檀方⇨浄国寺役所、②後住願の添翰差出す⇨浄国寺⇨増上寺役所(添翰を末寺・檀方に渡し持たす)、③後住に任命された旨末寺・檀方同道にて書面届出る⇨末寺・檀方⇨浄国寺(この際増上寺よりの住職任命の達書持参)、④寺請取の僧参着、御朱印ならびに諸什物等後住法類へ渡した旨書面にて届出る⇨末寺・檀方⇨浄国寺役所、さらに法類が御朱印ならびに諸什物等相違なく請取った旨おなじく書面にて届出る⇨什物預り(法類)⇨浄国寺役所、⑤住職継目礼式等の日取りを伺い出るよう申渡す(継目礼式は省略、「表四」参照)。

(二) 末寺院の場合

現在の隠居願については、①組寺・檀方同道にて書面をもって願出る⇨当人・檀方(組寺奥印)⇨本山役所、②溜之間へ通し帳場面会、右書面を受取り役者披見し、披露の上隠居御免を役者申渡す、③こののち寺上げする。もつとも、寺上げに際しては御朱印状・過去帳・檀方帳・寺印・新古什物帳・諸什金帳等の相違なきことを改め、寺付借財等の一切なきことを当人・檀方の連印と組寺の奥印をもって本山に提出し、帳場が書面に照らし改めた上受取ったのである。

病死の節は、本山に宛て命終の届出をし、あわせて法（戒）名の願出をする。礼金については、法名料・回向料および両役者・両帳場に対しての礼を寺格とそれぞれの寺の盛衰にかんがみ定めている。寺による金額の大小は、のちにふれる任職御礼式の際の金額の大小に比例しており、いま参考までにあげれば、浄国寺の末寺二十カ寺中の八つのランクのなかで、最高額は大英寺の回向料―金壹両、法名料―金百疋、両役者―金五十疋ずつ、両帳場―青銅五十疋ずつであって、最低額は西方寺・浄林寺・教存寺の回向料―金五十疋、法名料―金五十疋、両役者―青銅二十疋ずつ、両帳場―同十疋ずつ、が規定されている。

ところで、後住就任へのプロセスは、支配寺の場合におけるそれと異なり手続もまた煩鎖である。①当該寺院の末寺（末寺が存する場合）・檀方および組寺は、（後住候補者の）さし添え書面をもって本寺檀林へ後任住職を願出る、②そこで内定した場合は後住の法類請一札を取り置く、③このうち当人ならびに組寺・末寺・檀方中へ呼状を遣す。これは本山からじかに任職の任命をおこなう際にも同様である、④本山（檀林）役所へ出頭し、溜之間にて帳場面会し、御礼金受取り内披露す、⑤つぎに役者三之間、帳場溜へ列席の上、だれへ後住と内意申渡す、⑥引き続き表（正式の意）として列席の上内意のとうり役者申渡しし、教諭（師檀和合のこと等）する、⑦什物帳等を寺上げの時と同様にして後任に渡す、⑧継目御礼式―当人ならびに組寺・檀方三之間へ通し、御前（方丈）出座、前三後一、御十念、帳場名披露し御前教諭する。なお朱印寺院にあっては、役者が内意申渡すとただちに正式の任職任命式にはいり、その直後に御朱印を渡し、継目御礼式を経て諸什物帳等渡す。

本山（檀林）への礼金は、ここでも九段階にわかれており、「内礼勤式」によれば、①金十両、②八両、③七両、④五両、⑤三両、⑥二両、⑦一兩二分、⑧一兩、⑨金二百疋、とみえ、ほかに右のランクに応じてそれぞれ方丈・両役者・両帳場・寮主・隨身中・尊弟中・茶僧・侍・下男等にまで礼金を納めている。以上はあくまでも内礼であって、このほかに入院の礼（表四）にみえる）が加わるのである。

このようにみると、一寺の住職に就くには、まずその手続き上、組寺・末寺・檀方および法類との連帯責任制に立ち、それが本山に承認されなければならなかったし、また経済的にもかなりの負担を覚悟せねばならなかったことなどからみて、決して容易なものではなかったことが知られよう。²⁷⁾

(三) 田舎檀林の場合

『寺格帳』²⁸⁾によって浄土宗内高格寺院の任職(別当職を含む)任命方式を調べてみると、当該寺院の寺格や由緒因縁などからおおよそ六つの型に分類できる。すなわち、④黒書院三疊目御前(將軍家)において任命される場合、⑤白書院椽類において老中列座の上任命する場合、⑥増上寺、知恩院において任命する場合、⑦尾張殿・紀伊殿において任命する場合、⑧末寺・塔頭吟味の上定める場合、⑨伝奏へ願ひ勅許される場合、がそれであって、このほか一派老輩のうち末寺から定める場合、本寺京都円福寺や三河大樹寺において申付ける場合(後者は⑩の範疇に含まれる)などがあり、他宗の中には高格寺と思われるもののうちに、寺社奉行の任命によるものもある。このうち、ここで取りあげている田舎檀林の場合は⑩に属す(ちなみに④は増上寺のみである)。江戸城へ登城し、幕閣の最高幹部である老中列座のもとで任職を任命されるということは、檀林の宦寺たる性格とあわせて、その特別な寺格を物語るものであり、それは他宗高格寺院との比較の上から云ってもうなずける点なのである。

香衣檀林任職の選任方法については、延宝三(一六七五)年の条目第二条、貞享二(一六八五)年の条目第二条、およびその下知状の第一条などに規定されており、大島氏前掲書にも詳しいのでこれを除き、ここでは、田舎檀林における寺請(受)取の問題を中心に述べてみたい。寺請取とは、簡単に云えば後任任職が先任より寺を引継ぐ手続き、およびその実務の総称である。

はじめに、『田舎檀林新能化成規格上下』によりながら、新任職(能化)として就任する際のこころえを項目のみあげれば、一、新能化要用之覚、一、登城日之覚、一、御礼之日用意―方丈^五御礼―一方丈附法之次第、一、寺請取之用意―登城之日之献立、袈裟開之節献立、先任御出之節式―(以上は上巻)、一、田舎香衣檀林御礼式、一、内礼之覚、一、附法御礼、一、箒題御礼、一、先任^五御礼式、一、先任^五附法御礼式、などがみられ、以下諸書面の規格・所式等(以上は下巻)についても記されている。いずれの項も新能化としての為すべき心づかいにつき一々順を追って詳細に示されており、いま第五項目の寺請取の用意についてみると、左のような注意書がある。一、従来は袈裟開の翌日寺請取に発足していたのを登城の三日目に改めること。二、寺請取に向う人数および入用の道具類を調べおき、僧俗あわせて何人ほど伺ったらいかに先任の宿坊と連絡を取っておくこと。三、先触状を駅々の問屋衆中へ出し、発足当日の世話を頼み置くこと。四、古来は寺請取の節には、当該

檀林の末寺へ役者（後住の）中から添状が出されたのであるが、近年はそれにはおよばない。ただし、所にもよるので念のために心付けるべきこと。五、寺請取に向う僧は、その節彼地にて先住から御朱印、その他什金・記録等の書付をもって渡されるので、その書付に印形し寺渡しの僧へ差出すこと。そして右の書付の写を飛脚の来る際ついでに江戸へ持たせ、後住逗留のうちに増上寺方丈へ右の通りの書付にて請取るの段をしたため、後住印形して納めること。六、寺請取以後何日目ぐらいに入山するかはたいていこちら（後住側）で申し合わせておき、彼方より飛脚を差向けさせ、その節に諸般につき打ち合わせをすること、などである。

寺請取に向つてから入山までの経過については、各檀林に残存している『御入院日鑑』などに詳しく、時や所の相違にかかわらずほぼ共通していると思われるので、つぎに大巖寺『日鑑』をとりあげて述べてみよう。経過を捉らえやすいため簡条的に掲げてみた。①役者・帳場・納所・茶僧・下男等寺請取に発足し、現地にて村役人と対面し、諸般これまでどうり（先住の時のように）心得るよう申渡す、②先住の役僧中へ到着の旨知らせ、増上寺からの添翰を持たせ使僧遣す、③右の挨拶として先住方からも使僧向ける、④名主方へ雑作料遣す（従来寺請取の日名主方へ立寄るのを例としていたが、近來は寄らずに登山）、⑤先住方から準備よきゆえ御入來の由申來たる、⑥名主・組頭の案内にて一同登山、⑦役向中（役僧・帳場・納所・茶僧等）の挨拶おわり、ただちに本堂から台所に至るまでそれぞれ前後の役向立会い、帳面と引合わせ相違なく請取渡しおわる（近末三ヶ寺も立会うのが先例）、⑧役寮にて先住方へ煎茶のみ出す、即刻引取られる、⑨請取品取調べて入蔵、諸向掃除、—以上にて寺請取は終了—、⑩新任職領分田畑山等を役者・納所・親方・名主・組頭の案内にて見分、⑪入院日定の趣を末寺・領分中へ達す、⑫生夷城主森川氏（代官）ならびに同家菩提所重俊院、同家祈願所威光院（近來入院披露なし）へ使僧をもって入院を知らせる、⑬檀家中へ達す、⑭懇意寺へ知らす、—以上入院準備のうち—、⑮法類・好身の寺院入院当日登山、⑯この間後住江戸発駕、例によっておおよそのコースは江戸小網町（八幡屋㊤）↓中川関所↓行徳（亀屋㊦）↓船橋（佐渡屋・本陣㊧）↓検見川（善勝寺㊨）↓曾我野（小河原七郎兵衛㊩）↓門前名主方↓、なお検見川宿まで迎人足遣す、⑰近末・檀方・名主・組頭等鷲宮（当寺鎮守）下まで出迎え、役者は下馬所まで出迎える、⑱これよりただちに役者の案内にて伴頭寮へ入院し休息（伴頭は山門まで出迎え）、⑲この間茶毘布式、⑳行列—入山門式、㉑昇殿—入院式（⑲⑳㉑）につき詳しくは『日鑑』参照）、—以上入院式まで—、㉒供廻り前のごとく従え重俊院へ入、つぎに森川氏代官方へ入、㉓帰山後法類恐悦、丈内役向もこれにおなじ、㉔近村名主へ入院吹聴、惣末山中へ触出す、㉕早朝不動尊・御廟・内山稻荷・浅間宮等参拜、㉖供揃いにて領分巡検、

⑳ 帰山後対面所にて村役人中へ十念授与、㉑ 右おわりてただちに先規の御法度の旨趣を役者から申渡す（申渡した条書名主へ渡す）、㉒ 名主組頭・惣百姓入院の恐悦参上、披露、㉓ 重俊院（威光院近來なし）恐悦参上、㉔ 末寺・檀方逐次恐悦参上、この際惣末山中においては、入院祝儀として大寺五カ寺は青銅三十疋ずつ、中寺以下は同二十疋ずつを持参した。なお、この御礼にさきだち惣末山中一人ずつ呼出し、役者二人にて繪旨・璽書・兩脈等につき改めをおこなっている場合もあった。

以上述べてきた次第をさらにもとめると、登城・住職任命↓附法↓袈裟開↓寺請取↓入院準備↓入院式↓末寺・檀家・領分中等入院恐悦…のごとくになるであろう。

注

- (1) 小稿でとりあげる四檀林について云えば、浄国寺の『年中定法』（元禄十年）『年中日鑑並行事』（寛延三年起）、大念寺の『年中行事』（正徳年間）、『正定山納所行事』（寛政九年）、弘経寺の『納所方年中行事』（嘉永一万年頃カ）等があげられ、大厳寺にあつては『日鑑』を参考にできよう。
 - (2) 右大念寺所蔵『年中行事』。
 - (3) 同右。
 - (4) 浄国寺所蔵『年中日鑑並行事』。
 - (5) 安居の内容面については、『檀林縁山志』（浄土宗全書十九所収）、大島泰信氏『浄土宗史』（浄土宗全書二十所収）、および弘経寺所蔵『年中行事略』（内容は増上寺の場合についてである―慶応年中）等に詳しいし、大厳寺『日鑑』にもかなり詳細に描かれている。
 - (6) 前掲(4)。
 - (7) 拙稿「浄土宗田舎檀林考―江戸時代後期下総国生実大厳寺の場合―」（『日本仏教』第三十一号）参照。
 - (8) 四檀林所蔵の『日鑑』や『年中行事録』等の記録にそれぞれ散見するが、これらの傾向をどのように解釈するかは検討を要しよう。
 - (9) 大厳寺所蔵宝曆・明和年間『雑録』（便替代―かれ自身の述懐を含んでいる）より。
-
- (10) 大念寺所蔵『用事類聚記』（正徳・享保）より。
 - (11) 前掲弘経寺所蔵『納所方年中行事』より。
 - (12) 前掲拙稿参照。
 - (13) 前掲浄国寺所蔵『年中日鑑並行事』。なお、浄国寺における知行百姓の動向については史料制約もあつてよくわからないのが現状である。
 - (14) 前掲(11)。
 - (15) 前掲(10)。
 - (16) 安養院は大念寺の塔頭であり、その果す役割が注意されるので、やや長くなるが史料紹介の意味を含めて、ひとまず左に『安養院寺務記』なるものを掲げた。
『大念寺塔頭安養院寺務記』
当院勤仕之儀、依義普上人仰古来之事共聞合之上為後來録之者也、
享保元丙申歳極月 院主 仙巖
一、当院主従古来所化一分。而致兼帯相勤、或者被位無之平僧。而相勤随其時節而不定也、又朝夕飯台。つき方丈内僧並相勤事も有之、又手前。而朝夕給檀方用一通計相勤、是も隨時不定也、
一、亡者有之時、頭檀方ハ方丈御焼香、次旦方或童子者役者焼香也、又葬礼之迎。方丈内所化或ハ役者参候儀者、施主之随望致案内事、
一、亡者出棺之節迎。参候僧、檀家棺前。而四誓偈、念仏一会、次。鏡鉢、尤も途中寺迄奏之事、

一、末寺年頭、開山忌、或御代替及末山之入院之御礼等へ、先当院江參候故

方丈江致案内同道事、但平生登山之節者不及其儀、

一、正月元日方丈江相結役者と相共檀方年礼之致披露、尤二日三日も相結朝

夕之勤行も出仕之事、

一、四日当町中年礼。方丈内役者衆等致同道相勤之事、

一、五日六日之頃々大宝、須田之旦那方へ年礼之使僧罷越、尤門前之者一人召

連候事、

一、二月五日六日之頃、来ル十六日什金利足持參可有旨申触、具へ方丈如年

中行事記録、

一、七月盆三日十三日之從初夜本堂勤行出仕之事、

一、十四日五ツ時々檀方江棚経。罷出、尤も門前之者老人召連候事、

一、十五日檀方礼如正月元日礼相濟候而九ツ時前施餓鬼維那勤之、晚初夜勤

行過七ツ半時卯塔江御出之御供、其次第八如年中行事、

一、九月五日六日之頃、来ル十六日什金利足取集之儀如二月、

一、極月十五日之頃、寺支配之什金檀家十四五口有之利足相集。付、從方丈役

者銘々之書付請取之、檀方江相廿八九日之頃迄。不残取集役者江相渡

之事、

一、方丈檀方江年忌作善等之時分御入、從前々觀經卷部誦誦、伴頭、役者、

方丈内僧衆相伴、但安養院者誦誦及相伴等。も不列座勝手取持之事、

(以下に覺替代新造立之記、古來什物、新什物が記載されているが省

略する)

(17) 享保元丙申年極月

(18) 前掲(13)および前掲『年中定法』にみえる。

弘経寺知行の農地が悪田につき、減収に悩んでいたであろうことは、当寺

所蔵『山百姓扶助金帳』(明和年中起)第一の前書からもうかがえる。

「当山御朱印田地水損場甚悪田候故、古々定免として粗四〇八俵之所年々

不作、或へ〇方故致難儀出作年貢欠減有之、百姓相続不仕候故云云」とあ

り、百姓扶助のために祠堂金として金七両を寄附しているのである。

(19) 祠堂金関係の問題については他日稿を改めて述べてみたいと思うので、い

まはつぎの点を触れるにとどめる。宝永五年幕府に提出した檀林寺院書上

の控をみると、祠堂金について大巖寺では合計五百両余、大念寺では合計

三百八両三分とある。これの運用がつまり祠堂金の貸付であって、かりに

年利率一割とし、上の金額全部を回転させたとすれば、年間に三十兩々五

十兩余の利を生むことになる。このような単純試算によっても知られる

ように祠堂金貸付は、借受人の返済が滞滞しない限りかなりの収益をもた

らすことになる。ここに、寺院が金貸業に手を出す所以があるのではある

まいか。

(20) 拙稿「浄土宗檀林をめぐる民衆教化の諸相―江戸中・後期の田舎檀林の場

合―」(駿台史学)二九号)の注参照。

(21) 「住職」については大島氏前掲書六一〇―六一九頁にかけてかなり詳し

い。

(22) 文政十三(一八三〇)年民誉上人代作。

(23) 寛延三(一七五〇)年十二月作。

(24) 文化と文久にかけての御入院記事を参照。

(25) 貞享四年十月の諸寺院条目には、とくに旦那との関係(連帯性)について

種々の規定がみえる。

(26) 寛文五年七月の下知状第三条に「以て金銀不可致後住之契約事」とあ

るが、それは住職になるために経済的負担が重いことのパラドクシカルな

証左ではなからうか。

(27) 一口に住職といっても、その僧階に上下あり、それぞれの資格については

厳しい条件が課されていたので、おのずとそこに難易の差はあった。この

あたり大島氏の説に詳しい。

(28) 『続々群書類従』第十二宗教部所収、四四九―五三〇頁まで。

付記 調査にあたって、史料の閲覧を快諾して下さった各御寺院に謝意を表す

る次第。